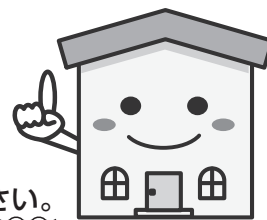


# 「住宅借入金<sup>①</sup>の年末残高等証明書」を送付します

共済組合から住宅貸付を借りている皆さまへ、所得税から特別控除を受けるために必要な「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を次のとおり送付いたします。

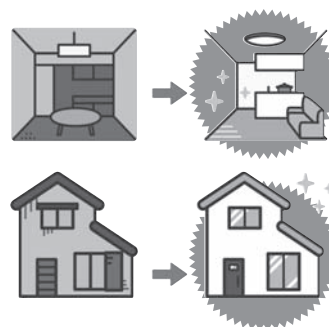
なお、当該証明書は各所属所の共済事務担当課を経由して対象者へお送りします。

お手元に届いてから年末調整等で使用するまで紛失しないように大切に保管してください。



## 年末残高等証明書が発行される方

- 共済組合の住宅貸付で、住宅を新築、購入(マンション、土地を含む。)、増改築した方
- 残高があり、借入から完済まで10年以上(特定増改築の場合は、5年以上)の期間がある方
- ① 平成20年9月以降、令和4年11月30日までに借受けた方  
…………… 年末調整用として、令和5年10月下旬に送付
- ② 令和4年12月以降、令和5年11月30日までに借受けた方  
…………… 確定申告用として、令和6年1月下旬に送付



## 年末残高等証明書が発行されない方

- 平成20年8月以前に借受けた方  
(上記該当者で特別控除に該当している方は、共済事務担当課を通じて請求してください。)
- 繰上償還などにより、貸付期間が10年未満となった方



## その他注意事項

- 住宅取得等特別控除を受けるには、一定の要件が必要となります。残高等証明書が発行されていても特別控除に該当しない場合がありますので、詳しい内容については、居住地を管轄する税務署にお問い合わせください。
- 令和5年11月以降繰上償還した方は、年末残高(予定額)が変わるため、修正申告が必要となりますのでご注意ください。
- 残高等証明書は、令和5年9月19日までに届出のあった住所で出力しております。変更が必要な方は共済事務担当課を通じて請求してください。あわせて「組合員及び被扶養者の登録事項変更申告書」の提出もお願いいたします。

令和5年の住宅ローン減税の詳細は、最寄りの税務署にお尋ねください。  
国税庁ホームページでもご覧いただけます。

国税庁

検索

お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305